

放送を巡る諸課題に関する検討会
公共放送の在り方に関する検討分科会（第3回）議事要旨

1. 日時

令和2年6月9日（金）15時30分～17時30分

2. 場所Web開催

3. 出席者

(1) 構成員

多賀谷分科会長、大谷構成員、小塚構成員、宍戸構成員、関口構成員、長田構成員、新美構成員、西田構成員、林構成員

(2) 総務省

谷脇総務審議官、吉田情報流通行政局長、吉田大臣官房審議官、湯本情報流通行政局総務課長、豊嶋同局放送政策課長、内藤同局国際放送推進室長、堀内同局放送政策課企画官、香月同局放送政策課企画官、塩崎同局放送技術課長、井幡同局地上放送課長、吉田同局衛星・地域放送課長

4. 議事要旨

(1) 議題

- ①三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項（素案）
- ②受信料制度の在り方に関する論点（素案）

(2) 意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【多賀谷分科会長】

本日は、取りまとめの前の意見交換の段階ということで、次回会合に支障が生じないように、傍聴者を入れずに議論することとさせていただいております。

なお、本日の資料及び議事要旨については、取りまとめを行う段階で公開することとしたいと思います。

①「三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項（素案）」について

【小塚構成員】

6ページについて。NHKの在り方のような大きな問題にはPDCAという考え方はなじまないのではないのでしょうか。PDCAというのは、基本的に目標が定まっておき、手段を高度化する時に使われるものだとして理解しています。メディア環境が変化していく中で、NHKの在り方自体をダイナミックに考え直す時には、目標がもう分かっている、あとは手段の問題だという状況ではないのではないのでしょうか。個別的な論点で、例えば字幕放送を増やす時にPDCAというのは分かりませんが、大きなテーマの6ページのところで違和感を覚えました。

【新美構成員】

このごろ、PDCAはもう少し広い意味に使われるようになってきています。PDCAのPである、プランを立てるときから、どういう目標を立てるのか主体が考えていく手法が取り入れられています。ここでは、PDCAを本来の意味で使うかどうかの問題については、私はそれほど本来のところにこだわる必要はないのではないかと思います。少し広く捉えて、Pそのものを議論していただくことがNHKの在り方を考える上では役に立つと思いますので、私個人としてはPDCAという言葉を用いてもいいのではないのかという気がしております。

【大谷構成員】

PDCAについてですが、狭い意味でNHKに受け止められないよう、注釈をつけても良いのではないのでしょうか。PをNHK自らどのように設計するかという点に、NHKらしさを発揮していただきつつ、やはりPDCAというのはサイクルが重要です。計画を立てっ放しではなく、その計画にのっとってできなかつ

た場合に、あるいはできた場合でも、何がよくて、何がだめだったのかといったことを評価し、必要に応じて計画も見直ししながら、次のステップに移るといふ、経営そのものの指標管理といったものを見る化、可視化するためのツールとしての考え方だと思います。したがって、あまり細か過ぎる目標や計画では、視野が狭くなってしまいます。公共放送としての役割を達成するために、NHK自身が、この点は計画に述べたい点を、自ら明らかにしていただき、それを測る指標を整えて、指標を客観的に振り返った結果を見る形にさせていただくために、PDCAという考え方が依然として有効ではないかと思っています。ただ、PDCAの強化という、もともとそれがなされていて、その上にさらに厳しくやる印象を受けてしまうのはおかしいと思うので、むしろそれを透明化する、可視化することが伝わるように「明確化」という言葉に置き換えてはと提案いたしました。

【宍戸構成員】

PDCAサイクルという言葉にどのような意義を込めるかについては、はっきり趣旨が伝わるようにすれば良いと私は思います。重要なことは、「公共放送としての役割」はかなり大きな論点で、それ自体は万古不変のものがあると同時に、状況に応じて大きくそのポジションは変わる。特にネットとの向き合いや、コロナ以降の公共放送のあるべき姿はどのようなものなのかという点は、確かにPDCAとはやや離れて、哲学を立てるような部分があると思います。7ページに書かれているように、チャンネルごとの役割も含めて、客観的かつ具体的な経営上の指標を立てていただき、それがどこまで達成できたか、達成できていないかを評価するという経営上の指標の部分と、それを踏まえて大きな哲学に向かっていくという大きな役割の部分の、両方があります。

そして、その経営上の指標の部分は、やはりPDCAという形で回していただかないと、受信料収入が右肩上がりで、上がってきた収入をその分全部使っているだけではないのかというこれまでのNHKに対する批判に、今後の公共放送として対応し切れない部分がある。そのことは、NHK自身が今回のヒアリングでもよく自覚されているところだと思います。

その意味で、具体的な経営上の指標についてはPDCAを回していき、役割をきちんと定めていただくとう良いと思います。

その上で、エディトリアルな問題かもしれませんが、論点の並びで論点1-1(2)、公共放送として果たすべき役割の評価が先にあると、それを踏まえて、論点1-1(1)の適正な事業規模についての議論があったほうが良いと思います。

そうでないと、役割論や、その役割を具体化した指標による客観的なエビデンスベースの議論を抜きにして、NHKの事業収入はとにかく数千億円減らせるのではないのかというどんぶり勘定のような議論になりかねないので、その意味で先に1-1(2)があって、1-1(1)があるという議論の流れのほうが良いと思っています。

【内藤国際放送推進室長】

PDCAについて多くの構成員の方から意見を頂いておりますので、PDCA自体について、とりまとめ案においては、趣旨が狭い意味で取られないよう趣旨が明確となるように修正をさせていただければと存じます。

また宍戸先生からございました1-1(2)の役割や評価の話が先にありきで、その後に規模があるという話もごもっともだと思いますので、特段、構成員の皆様から異存がなければ、1-1(1)と(2)の順番をひっくり返す形で、取りまとめ案の作成をさせていただければと存じております。

【林構成員】

28頁の常時同時配信の部分ですが、前のページを含め、ややニーズの部分が強調されているくらいがあるかなと思っておりまして、全体の協会の予算の中で、ニーズ論とそれに要する提供費用のバランスだと思っていて、常時同時配信の認可のときも「規模感」を問題にしていたかと存じます。今回赤字で「提供に要する費用も勘案した上で」と書いていただいておりますので、事務局ももちろんこの点配慮されているとは思いますが、まさに適正な事業規模のなかにおいて、バランスをもって提供していくべきというニュアンスをもう少し出しても良いと思いました。

【内藤国際放送推進室長】

林先生の話にあったインターネット活用業務全体の話については、22ページの論点1-4(1)に、ニーズについて記載もあるのですが、そもそも役割を明確化すべしという話を受け、2つ目の丸で総論として果たすべき役割を明らかとした上で、必要な規模や考え方を書くということ、1-1(1)の記述と平仄

を合わせる形で記載しております。

一方の1-4(3)は、現在、NHKプラスが、受信設備を持っている、受信契約を結んでいる世帯に提供されているという状況において、対象外となっている方への今後の提供の検討については、ニーズを評価して、費用や提供方法を勘案する必要があるということで、このような記述となっております。

1-4(3)が単独では何に関して述べているのかが分かりにくいということかと存じますので、とりまとめ案では、分かりやすいよう改めたいと存じます。

【関口構成員】

現状の営業経費や委託費について、分析素材が十分揃っていない状況と感じているので、継続的な検討を少し進めて、データの蓄積が必要と感じます。

【内藤国際放送推進室長】

関口先生の指摘ごもっともと思います。業務委託費用等については、NHKから、前回説明をしていただきましたが、恒常的に明らかとされるようになっていない部分もあると存じます。

このため、37ページの論点1の業務委託等の見直しの2つ目のところで、企画競争についても、契約件数や契約額等を明らかとする必要があるという趣旨で記述しております。

【多賀谷分科会長】

一般的に民放の場合、ローカル局が作っている番組は1割2割しかない。それをもっとローカルの番組制作を重視しなくてはいけないという話をしましたが、NHKの場合、最初の家ではあったような気がします。番組制作や番組自体を、中央で作るだけではなく、ローカル局で作っているのはどのくらいかという議論がいつの間にかなくなったような気がします。少なくともNHKがどのくらいローカルで番組作っているかという情報が上がってきてしかるべきだと思います。

【内藤国際放送推進室長】

7ページの1-1(2)でも、地域における必要な情報の提供を例示で挙げていますので、このあたりに絡めて、ある程度地域の番組制作についての記載を追加する方向でいかがでしょうか。

【多賀谷分科会長】

そうですね。いずれにせよ、ローカルからも受信料をもらっているのに、ローカルで番組を作っていないと、中央集権過ぎるという気がします。

【西田構成員】

論点1-4(1)のインターネット活用業務に関連するところで、全体的な印象として、費用抑制に分量が割かれている印象です。先ほど林先生の指摘でニーズと費用の問題が出てきましたが、当然果たすべき役割についても関連するのではないかと思いますので、インターネットを使っていくといったときに、追加コストをさほど増やさずとも、放送向けコンテンツやアーカイブを中心にもっと機能させ、登録を簡素化し、間口を広げ、将来的には新しい課金方法を模索するなどネット活用に積極的に取り組み、高いパフォーマンスを出させることもできるはずですから、果たすべき役割との関連についても少し言及いただくと良いと思います。

【内藤国際放送推進室長】

22ページの2つ目の丸で果たすべき役割について記載がありますが、ここをもう少し拡充したほうがよろしいというご趣旨でしょうか。

【西田構成員】

そうです。

【林構成員】

31ページのところの3つ目の丸の赤字で、諸外国の制度、この間NHKが説明した箇所を書き加えていただきましたが、諸外国にあるような法制度整備がないから営業経費の高止まりを招いており、これは究極的には立法の問題だと読めるのですが、確かにそれはそうなのですが、まずは法改正の前に、やるべきことがまだまだいっぱいあるのではないかと、という気がしています。

【大谷構成員】

今まで説明いただいたところについて、個別に議論があった事項を除いて事務局の整理におおむね賛同しているところですが、今、林構成員から話があった営業経費の部分について、制度改革に対するNHKの期待が大きいのは、私も同じような印象を持っておりますが、NHK自身に頑張ってもらうのは当然だという点で林構成員と全く同一の意見ではありませんが、39ページのところで述べている受信契約手続の電子化のテーマと、32ページで触れられている営業経費に伴うシステムの抜本的な見直しなどの項目は一続きの問題ではないかと思っています。

もちろん受信者にとっての利益にもつながる一定の電子化を進めていくとしても、それに伴う経費とは膨大な投資が必要になってきますし、それをしない場合、また、はがきと、それから戸別訪問というやり方では営業経費が高止まりせざるを得ないということですが、電子契約手続などはどんなアイデアで構築すればいいのかについて、制度改革までいかにいかなくても、どこまでが世の中で許容されるのかが分からないと、本来の意味で営業経費を削減するためのシステム投資といったことが、デザインそのものできないという、結構悪循環に陥ってしまうのではないかと思っております。この点について、NHK自身がもう少し動きやすくするための何かを入れられないかと思ったのですが、ただ後半の受信料の話にも密接に関わっているところで、また今代替案が思いつかないので、具体的なアイデアではありません。ただ、システム化や受信契約手続を円滑化するための仕組みはかなりの投資を伴うものなので、人口が少なくなって受信料収入がなくなったときにはもうやりようがないというぐらい、今、手をつけないといけない喫緊の課題だと思います。これについて、NHKがもう少し踏み込んだ発言をできることを何か誘導できないかと思っております。

【多賀谷分科会長】

営業経費は私も何となく高いなと思って、特に固定費のところは他国と同じはずなのですが、かなり高いと思います。多分これでネットも使うという、高いシステムを導入してしまう懸念もありますので、諸外国ともある程度比較するなどして、無駄な情報システムを作っていないかはチェックをしたほうが良いと思います。

【林構成員】

53ページのNHKの子会社管理の部分ですが、これは先ほど事務局から説明があったように、NHKの執行部が直接子会社を管理する責任はありますが、監査委員会は子会社を直接管理監督、監査する対象にはできないということになっていて、放送法上の立付けは子会社を管理している執行部の取り組みを監査委員会が監査するというワンクッション置いた仕組みになっていると理解しているのですが、ただ、だからといって監査委員会が受け身になって良いということではなく、監査委員会が子会社の業務執行状況とか管理状況を単に執行部に説明させるだけではなくて、自ら監査委員会が外部専門家を活用したり、自ら内部に委員会を組織したり、あるいは、執行部の設置した委員会を間接、直接に活用する。あるいは、執行部の設置した委員会を活用するというだけではなくて、監査委員会が自前で、独立した外部委員会を設置して、そこでの意見を業務監査の参考にするということも一案かと思うのですが、事務局としてはどう思われますか。

【内藤国際放送推進室長】

指摘の部分、53ページですと子会社に関連付けて記載されておりますけれども、57ページの改正放送法を踏まえたガバナンスの強化の1つ目の丸のところに、具体的事項の監査に外部専門家を活用することが今回改正放送法を受けてより明確化されておりますので、こういった規定を活用して、監査委員会として、委員会形式にするか、個人として呼ぶかといった違いは、裁量の範囲内で実行可能と存じます。

そういった点も踏まえ、まずは監査委員会により大きな役割を果たしてほしいというのを今の57ページのところでも記載しているとともに、53ページの2つ目の丸も、これまで以上にイニシアティブを発揮してという、記述としていただいております。

【宍戸構成員】

私からは2点あります。まず、論点3-3で、消費者の方が感ずる問題が減っていくということで、苦情が減っていくように頑張るのは当然良いことだと思いますが、他方で、最高裁判決の趣旨も踏まえ、NHKの在り方、あるいは受信料制度が、国民によく理解されて、支えてもらうということが公共放送制度にとって不可欠であると思います。

その意味で、苦情以外に、様々な番組への意見、あるいはNHKの在り方に対する批判的なものも含めて、様々な意見が来ることを、NHKは大いに歓迎すべきです。むしろそれがいいことの方が、法制度がある

から仕方なくみんながNHKを支えているということになりかねません。

むしろ、苦情以外の意見を的確に把握して、最終的には番組編集の自律を前提にした上で、経営等の参考にしていくことが望まれます。今の書きぶりで大丈夫だとは思いますが、苦情とそれ以外では性格が異なるということをお願いしておきたいということが1点目です。

2点目は、論点3-2については、NHKの情報公開制度との関係でもう少し強い書きぶりを経営委員会、監査委員会に要求しても良いのではないかと、最近改めて思っています。

2019年放送法改正において、84条の2の第2項において情報公開を的確に進めていくことを期待する条文がありますが、これが正しく踏まえられているのかを危惧しています。

私は2006年から2012年まで、NHKの情報公開・個人情報審議委員会の委員を務めておりましたが、かなり丁寧に文書の存在を確認し、その開示がNHKの番組編集の自律を損なわないか、NHKに経営上の支障を起こさないかということを入念に審査する仕組みを持っています。

57ページについては、経営委員会、監査委員会において、情報公開も含めて、透明性を果たした上で、体制整備をきちんとしていただくということを書いていただくのが良いのではないかと考えております。

【内藤国際放送推進室長】

2点目のご指摘について、57ページの論点3-2の改正放送法を踏まえたガバナンス強化は、触れていただいた情報公開についての努力義務も当然含まれますので、そういったことについてしっかり取り組むということ、期待される事項に盛り込む形でいかがかと存じます。

【長田構成員】

宍戸先生のおっしゃった論点3-3の苦情・相談を踏まえた対応の推進のところですが、苦情と放送番組に対する意見等は区別してきちんとNHKで明確に検討しているのかどうかが見えてこないというのがあり、そこはとても大切な視点だと思っています。

特にいわゆる受信料契約における様々な苦情は消費生活センターにもたくさん上がってきており、NHKからの回答、この間のヒアリングのときにもありましたけれども、訪問員のマナーや様々な手続について研修をきちんとしていると。何か問題があった場合は指導しているというような回答が多いわけですが、本当にそれだけなのかというところが課題としてはあると思っています。NHKが丸々訪問のところを委託していることもあり、そこでのやりとり全てをNHKがどう分析をしているのかも含めて、いわゆる苦情と意見というのをきちんと区別をした上で、まず消費者契約としての苦情は、課題を見つけて解決していくということが大切だと思っています。

その中で、NHKを受信料制度で公共放送として維持していくという、国民的な理解を醸成するためにも、まずそのことが大切だと思っており、そこをNHKにはぜひきちんとお伝えしたいと思っています。

マナーや説明不足だけではないということもいっぱいあると思いますので、それは消費生活センターや国民生活センターに相談として上がってきている事項について、ぜひきちんと、今意見交換を始めているということですが、意見交換をし、課題が見つかったところで、その解決策をきちんとNHKの中で、皆さんでそこは共有していただきたいと思っています。

特に今、新型コロナで、NHKはそれぞれで頑張っている人たちにさまざまな情報を伝えていると思っていますので、そういう中で公共放送の役割は何なのかということも、それから受信料制度がどういうものなのかも含めて伝わっていただければ良いと思っています。

【新美構成員】

3-3において苦情の減少について、これは結構ですが、これは本当に手放しで良いのかというのは、問題意識としては宍戸さんとか長田さんと同じものを持っています。

苦情や不平の中には、ある意味で経営上のガバナンスについて非常に貴重なヒントを与えてくれるものがあるはずです。ちょうど医療でヒヤリ・ハットが大事だと言われているのと同じような情報のある意味で宝庫かもしれない。その意味では、苦情処理についてもっと多方面からの分析があるような体制をきちんと構築する必要があると思っています。

その分析が、PDCAにどう繰り返すかは分かりませんが、具体的にNHKの業務そのものの中でどう活かされるのか。PDCAサイクルの中にうまく取り込めるかどうかという視点も必要になってくると考えております。

その意味で視聴者の貴重な意見や考え方を組み込むという姿勢が実は重要ではないかと考えています。

その絡みで、最後の62ページに表がありますが、これは視聴者との間のことしか書いてありませんが、これが経営陣の中にどういうふうに入れ込むのかということも実は考えていただきたいと思っています。

【内藤国際放送推進室長】

論点3-3について、新美構成員及び長田構成員から指摘いただいている点につきまして、経営層にこれまで以上に的確に把握できる仕組みをというのを60ページの1項目目のところに記載している部分を、頂いた意見も踏まえ、とりまとめ案では、より具体化した記述にさせていただければと考えております。

【多賀谷分科会長】

そうですね。経営委員会にも、苦情その他の意見というのは報告されてきているはずだと思いますが、多分その段階ではかなりまとめられて、生の苦情が出てくることがないです。具体的な苦情があって、それに事務局としてどう対応したかというようなことがもう少しわかるように、経営委員会なり外部にもう少し出すようにしていただきたいと思います。本当はNHK自体ではなくて、第三者的なところが苦情を受け取るのが一番良いのですが、そこは難しいとしても、その辺をかなりオープンにする必要があると思います。

【小塚構成員】

私からは論点の3-1にも3-2にも関わる問題で発言します。

それは、企業グループのガバナンスという問題、あるいは企業本体のガバナンスという問題は、結局民間企業と共通しており、民間企業のコーポレートガバナンスにおいていろいろ発見されている知恵やベストプラクティスがあるわけです。それをやはりNHKもきちんと勉強し、参照するということは有益ではないかということです。

一例を挙げますと、先ほど少し申し上げましたが、監査役会のある会社だと、社外監査役がいて、取締役会にも最近社外取締役が入ってきています。制度的には、社外監査役を含めて監査役会は、社外取締役を含む取締役会を監査するということですが、実際には社外者同士で社外監査役と社外取締役が意見交換をし、情報交換をするということが有益です。今多賀谷先生が苦情の関係で丸めた情報が伝わるということをおっしゃいましたが、まさにそういうことに対して、社外者同士で率直に意見交換をすると、実は経営者が丸めてしまうところが出てくることもあると思います。例えばそういうようなところを活用してはどうでしょうか。

それから、先ほど宍戸先生が論点3-2について発言されましたが、民間企業において、取締役会、業務執行者としてではなく監督者としての取締役会が、投資家に対してどれだけ説明責任を負って、投資家の理解を得ようとしているか、そこにやはり知恵やノウハウやベストプラクティスがあり、それをNHKとしても踏まえ、勉強して、NHKにとってのステークホルダーである視聴者・国民に対して説明責任を負い、真摯に説明をするということに励んでいただければと思っており、全体として民間企業に学ぶところが大きいのではないかと書いても良い気がします。

【内藤国際放送推進室長】

NHKの場合は、経営委員が社外取締役的な立場に立っており、監査委員も経営委員の中から選ばれるということで、社外の人間になっておりますので、それを踏まえて、またご相談させていただきながら、最終的な取りまとめ案の記述につなげていければと存じます。

また一般的に参考にすべきというところも、ある程度具体的に示して記載をする必要があろうかと思っておりますので、そのあたりもまたご教示いただきながら、最終的な取りまとめ案の記述につなげていければと存じます。

【多賀谷分科会長】

経営委員会と子会社とが少し距離が遠く、ダイレクトに情報をもらおうとすると、生の声が聞きにくいようなところがあるので、それは今小塚さんが言ったように、両方とも社外的な存在なので、そこをつなげれば良いと思います。小塚さんは、民間企業の知恵を出すという、それはそうなのですが、実質的にNHKは半分国みたいなところがあって、国の外郭とある意味で近いところもあるので、商法とか民法の仕組みはそれだけではどうも動かないようなところがありますので、これは知恵の出どころだろうと思います。

【関口構成員】

56ページのところのガバナンス強化について、令和元年5月の放送法改正で多少ガバナンス強化になったということではあると思いますが、直接子会社に行って調査することができるという権限付与を制度的に図ることも検討する余地があるように感じるのですがいかがでしょうか。

【内藤国際放送推進室長】

放送法第44条第2項に規定が設けられておりまして、監査委員会が選定する監査委員は、役員の職務の執行を監査するために必要があるときは、協会の子会社に対し、事業の報告を求め、またはその子会社の業務及び財産の状況を調査することができるということとなっております。

【多賀谷分科会長】

それは要するに随時監査といいますか、必要があるときには監査できるという規定で、定期的に報告を受けるといったものではないのですか。

【内藤国際放送推進室長】

必要があると認めるときということで、実際の対応として、都度ごとに求めるのか、恒常的に求めるかというのは、監査委員会の裁量に服することであろうかと存じます。

【多賀谷分科会長】

子会社の監査役と監査委員会が、今、恒常的な接点があるのか、現状をはっきりさせたほうが良い気がします。

【内藤国際放送推進室長】

事務局からNHKの監査委員会に状況を確認してご報告したいと存じます。

【多賀谷分科会長】

小塚さんによると株式会社と同じだということですが、やはり株式会社も直接的には子会社について、株式会社の外部監査役が、必要な場合には監査できるということですね。

【林構成員】

論点1-7の業務委託の見直しのところですが、スライド36ページの3つ目の丸の赤字の部分とも関係するのですが、「NHKと子会社等及び一般事業者との取引額は5305億円であり、そのうち「番組関係」として1358億円が随意契約で業務委託」とありますが、番組関係もさることながら、収納業務の委託契約の透明性はもっと強調すべきではないかと思っています。一般に、再委託は、随意契約において行われる比率が高くなる傾向にあり、逆に一般競争入札では低くなる傾向にあります。ことほどさように、再委託比率は調達の競争性を測る指標の一つとも考えられます。例えばNHKの放送受信料の契約・収納業務に関する「公開競争入札実施要項」を読んだのですが、それによると、原則として、業務の再委託はできないとなっています。ただし例外的に、NHKの承認があれば再委託ができるようになっていまして、私が調べた限りでは、過去どのような再委託があったのか、件数を含めて、NHKの公表文書からファクトチェックできませんでした。ただ委託事業の原資は受信料ですので、業務に支障のない限りで、再委託の審査基準や、再委託された役務の内容、件数等は、可能な範囲で公表すべきと考えます。これらはもしかしたら公表されているのかもしれませんが、もし公表されていないのであれば、できるかぎり公表すべきではないかと思っています。

いずれにしても、36ページの業務の委託契約の透明性はもっと強調しても良いと思いました。

【内藤国際放送推進室長】

事務局でも個別の分野で、どの程度公表がされているかという状況を把握しておりませんので、まずは状況を確認して、また相談させていただきたいと存じます。

②「受信料制度の在り方に関する論点（素案）」について

【多賀谷分科会長】

これは今後検討することですので、どうぞできれば幅広く意見を頂きたいと思います。

【西田構成員】

先ほどの3-1の論点とも関係するかと思うのですが、この資料を見ると、現状の考え方と料金徴収の仕組みでは公平負担と費用対効果が相反するのはほぼ明らかではないかということだと思います。将来、これをどうしていくかという検討が必要だということを強調させていただきたいと思います。先ほどの資料3-1の資料では、効率性に留意しつつというふうにならされている一方で、公平負担の徹底と費用対効果の徹底は相反するのはほぼ明らかなので、現行制度を踏まえつつもこれだけ効率性やコスト削減を重要視する

のであれば、留意するという事に留まるので良いかどうかという印象を持ちました。

【内藤国際放送推進室長】

今の制度では、当然受信設備を設置して契約を締結する義務がある方には締結していただくということ自体は、法律の要請に基づくものとして必要とされるため、優先順位としてはそれを果たす中で効率性に留意することとなるということだと思います。ただ、現実的には、NHKにおいて、毎年の予算の中でこのぐらいの費用をかけてこのぐらいの徴収率を目指すという形で具体化されているということではないかと思えます。

【小塚構成員】

新美先生と同じ問題かもしれませんが、この前のヒアリングのとき、新美先生が受信契約の単位が世帯だということをおっしゃってしまっていて、私もずっとこの点は気になっており、それを私は改めるべきではなくて、むしろ維持すべきだと思っています。テレビというメディアの特色はやはりファミリーで見るというところにありますので、そのこと自体は変えるべきではないと思うのですが、ただ世帯の中に受信機を設置した者が1人いて、その人が契約をしているときに、例えば離婚があったときに、誰が引き継ぐのかということに影響します。それが地上契約の1,000円だった段階から、だんだん衛星も入り、NHKプラスも入りとなってくると、これは結構大きな問題になる可能性があると思っています。また、それをマイナンバーで管理すると、ますます問題となってきますので、受信契約をするときに、本当に誰の名前で契約するのかということをやはりNHKからきちんと確認していただく必要があると考えています。

それが1点で、少しそれと似たような話が実はいわゆる受動受信の問題だと思っています。受動受信の問題も、結局実際に受信料を負担する視聴者と受信設備の一部である衛星放送のアンテナを設置する者とは分離してしまっているがゆえに、視聴者側からすると、自分の意思が完全に確認されていないという状況で、これもやはり望ましいことではありません。

これをもっとNHKが個別の視聴者に働きかけるよりも管理者に働きかけたほうが衛星契約が増えるというような営業を仮にしているとすれば、これは問題だと思いますし、もしそうでないとすれば、これは集合住宅の管理の問題にもなって、国交省との調整も必要かもしれませんが、アンテナを衛星に切り替えるということは、これは管理組合などできちんと決議してくださいと働きかけをしていくことが必要なのではないでしょうか。

両方の論点を含めて、視聴者が自分の意思で受信契約をしているということを確保する、そういう環境を確保することが大事ではないかと思っています。

【内藤国際放送推進室長】

小塚構成員の1点目に関しては、放送法上は、受信設備を設置した者が契約を締結する者とされており、NHKが定める受信規約におきましても、基本的には設置した者が契約を締結するという形にはなっておりますので、法的には、あくまでも設置者が契約を結ぶという形で今の放送法や受信規約の中で位置づけられていると思います。

もちろん小塚先生がおっしゃったように、途中で世帯が分かれてしまった場合どうなるのか、という議論はあろうかと思いますが、その場合はケースバイケースで、どちらが受信設備を維持管理していくかによって、契約者が変更されたり、また転出した側に受信契約が移るという対応になろうかと存じます。

2点目の受動受信については、集合住宅において共同でアンテナを設置して受信できるようにすると、一般的に共用部分を通さなければいけないという状況がありますので、新規に設置する場合には、一般論としては、管理組合の合意が必要になろうかと存じます。ただ、実際には、転居した先で衛星放送も受信できるということもあろうかと思えます。

【多賀谷分科会長】

大分古い話ですが、昔、加入電話について、加入電話の設置者と利用者が離れており、例えば大家さんが電話を持っていて、それをそこに入居している学生や何かが使った場合、支払者と利用者が違ってくるという話と共通します。これからネットに入ると多分そういう話になってくると思いますので、引き続き調べてください。

【新美構成員】

営業経費が非常に高いということが1つの問題ですが、確かに視聴者間の不公平というのはあると思いますが、やはり経済合理性もきちんと押さえないけません。お金をかけて、最後の1人まで営業契約を結ぶといっても、これは経済合理性ではありませんので、その辺はきちんとどこかで見きわめることがあ

ってもいいと思います。

これは消費者問題の中でも言われておりました、例えばアメリカでは、返品はいつでもオーケーというデラウェア方式がとられていますけども、それはだいたい1割ぐらいそういった人はいても、それはもう見込んでいるというのがアメリカの契約の世界だと聞いたことがありますので、どこかで見切るということも必要だと思います。表向きで言うと大変ですが、NHKの経済合理性を追求するという点からは、その辺の見切りがあっても良く、あまりお金をかけ過ぎるのはかえってよくないと思う次第です。

【小塚構成員】

事務局から先ほど説明あった点は私も踏まえて発言をしたつもりで、ただ問題は、世帯の中で誰が受信機を設置した者かということについて自覚的に視聴者に決定していただかないといけないと申し上げたつもりです。

【林構成員】

細かい点ですが、スライド8ページの課題のところ、「特に若者世代で低く」とあるところですが、9ページの、次のページ、左側のグラフで見れば確かにそうなのですが、右側の年代別の単身世帯の保有率で見ると、別段若者だけが低くなっているようにも見えず、59歳以下はあまり大差ないように思えたのですが、単身世帯が右肩上がり増加している中、この書きぶりで良いのでしょうか。むしろ「60歳以上の高齢者を除く世帯では」という書き方のほうがより実態に合致しているのではないかと思ったのですがいかがでしょうか。

【内藤国際放送推進室長】

参考で付している資料に即した表現に改めたいと存じます。

【宍戸構成員】

8ページの「通信・放送融合時代に向けた受信料制度の今後の課題」というところで、これもいろんな考え方あると思うのですが、先ほど小塚先生から指摘ありました、受信契約の単位として現在世帯が定められている問題。世帯ではなくて、個人単位ではないのかと。常にそこをどうすべきかということが私自身も分からないので、気になっています。

それから、衛星放送と地上波放送を一体的なものとして公共放送の役割を提供しているのではないのでしょうか。そうではなくて、衛星放送というのはモアチャンネルだというふうに位置づけるのかというのも、そろそろ将来の公共放送像を考える上で一定の考え方を整理していく段階に来ているのではないかと思います。

さらに、NHKの番組のインターネット上の同時配信の問題でございますけれども、これについてひとまず放送補完という形で始まっているわけなので、今の8ページに書かれているような課題を議論していく際には、おのずとこれは放送補完というよりももう少し強い位置づけをするかどうか。あるいは、NHKの受信料収入全体が多分さらに下がっていく中で、2.5%という枠についてもどう考えるかと。こういった問題がいろいろ出てくると当然思います。

その意味で、先ほどの資料3-1の冒頭で小塚先生からお話がありましたように、公共放送の役割って本当は何なのか、その中で受信料制度の在り方というのはどういうふうにしていくのか。そこは表裏だと思いますので、NHK自身に哲学をきちんと示していただくと同時に、我々においても、一定の時間感覚の中で、きちんと議論を詰めていかなければいけないと思っています。

【内藤国際放送推進室長】

今回、三位一体改革の推進の資料でもNHKに様々な役割を明らかにすることを期待することとしており、分科会で取りまとめ頂いた上で、NHKにおいても、夏頃にまとめるとされる中期経営計画の案で何らかの回答を示していただけないのではないかと考えております。

したがって、今後、NHKが中期経営計画の案を意見募集していく中で、そこがどうなっているのかというのを見ながら、今度、受信料制度の在り方の検討に活かしていくことも当然あるかと思っております。

【多賀谷分科会長】

そうですね。公共放送をNHKが担当するという場合に、長いこと、地上波でもって送るのが公共放送だということになっていきましたが、衛星で送るのも一応公共放送という概念に含まれる。ネットを通じるとよりいろんなことができるわけですが、それも公共放送と言えるかどうか。ネットの場合に、公共放送である

ものとなないものが出てくる可能性があります、その辺どうするか。今のところは同時再送信という形で、空中波の代わりに有線を使う形になっていますが、それ以外の形の話に多分なるだろうと思います。

媒体が空中波以外でも、別にそれは構いません。要するに空中波以外で、より公共放送らしいサービスができれば、それで良く、私はできるのではないかと思います。

【大谷構成員】

資料はよくまとまっていますし、海外での事例とかも組み合わせ、今後、議論を深めることができればと思っています。

それで、どちらの資料にも含まれていないことなのですが、公共放送の在り方を考えるときに、NHKに自らの考え方を示していただきたい点が3つありまして、1つは、ファクトチェッカー的な仕事について公共放送がどういうふうに関わっていくかといった論点を経営計画などで触れるのかという漠然とした期待があるということと、アフターコロナについて受信料の収納活動といった部分に矮小化せずに取り組んでいただきたいということです。もちろん影響が、訪問活動が大変になることや、受信料収入がなくなることは非常に大きいポイントだと思うのですが、アフターコロナをどういうふうデザインするのか。ウィズコロナかもしれません、その点について触れていただければと思います。

それから3点目としては、オリンピック・パラリンピックのときにNHKプラスが配信できるようにというようなタイミングでこれを開始していたと思うのですが、仮にオリパラが実現できなかった場合の対応についてどう考えていくのかについて、何か話を聞いておく必要があると思います。

【内藤国際放送推進室長】

指摘いただいたアフターコロナや、東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、昨今の状況に対してNHKとしてどう臨むのかという点について、例えば1-1(2)のところに盛り込んで、NHKに考え方を明らかにすることを期待することはあろうかと存じます。

また、ファクトチェッカーの部分は、大谷構成員のご意見を踏まえて、NHKにも今どう考えているのかというのをNHKに質問し、それを踏まえて、案にどのような形で組み込んでいくのかというのを考えていくのではいかがかと存じます。

【関口構成員】

3-2の2ページ目のところで、地上波、BSについての現状の受信料の金額の格差は75%の格差があって、それが負担感につながっているのではないのかという課題が提示されておりますが、このプライシングのところはコストと必ずしも連動しないのは理解しますが、この価格差を説明する情報は存在するのでしょうか。

【内藤国際放送推進室長】

少し古い資料になるのですが、1回目のときに紹介した過去の総務省の検討の中で、NHKが衛星付加受信料に関する考え方を示しておりまして、基本的には衛星に係る固有の費用といったものを衛星付加受信料で回収するといったものが示されております。この点については、当時の資料をご覧いただけるように準備します。

【関口構成員】

それが経年的にずっと費用配分は変わらないのかどうかについても併せて、もし得られるようであれば、お願いします。

【内藤国際放送推進室長】

事務局からNHKに資料を出していただけるか確認をしたいと存じます。

【関口構成員】

そうですね。課題の提示はよくわかっているつもりなのですが、この課題について、もう少し説得力ある議論をするためには、もう少し情報がないと何とも言えないという印象を持っています。

【内藤国際放送推進室長】

事務局で状況を確認の上、また相談させていただきます。

③閉会

【多賀谷分科会長】

次回は、資料3－1について、今回の構成員からの御指摘を踏まえた取りまとめの案を議論したいと思います。

また、受信料制度の在り方については、資料3－2のほか、海外の受信料制度について紹介いただいた上、議論したいと思います。